

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子3名）について、申立人らの居住していた地区（馬場地区）内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が多数あったことから、これらの世帯と同様に、平成24年9月から平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料（基礎分及び増額分）の賠償が認められるとともに、申立人子3名について、避難開始当初の数日間、計画的避難区域（飯舘村）に滞在（車中泊）したため、相当量線量の放射線被曝による健康不安が生じたこと等を考慮して、一時金として各自5万円の精神的損害の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての和解金として、金1557万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年11月5日

(仲介委員 竹之内 俊)

別紙

損害項目		申立人	対象期間	金額（円）
精神的損害	日常生活阻害慰謝料 基礎分	X 1	平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	3, 100, 000
		X 2	平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	3, 100, 000
		X 3	平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	2, 750, 000
		X 4	平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	2, 750, 000
	日常生活阻害慰謝料 増額分 （中間指針第五次追補 第 2 の 4②）	X 2	平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	930, 000
		X 3	平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	930, 000
	日常生活阻害慰謝料 増額分 （中間指針第五次追補 第 2 の 4③）	X 1	平成 24 年 9 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	1, 860, 000
	一時金	X 2		50, 000
		X 3		50, 000
		X 4		50, 000
合計				15, 570, 000